

環境影響評価図書のわかりやすい公表について

1 技術指針の改定案（青字が追加検討事項）

第5 環境影響評価図書の公表

1 環境影響評価図書の公表

(1) わかりやすい公表

ア 環境影響評価図書の内容の周知方法

環境影響評価図書に対する住民の理解をより一層促進するため、事業者はインターネットの利用による公表や要約書の作成のほかに、要約書を簡素にまとめた資料（以下「概要版」という。）を作成する等、よりわかりやすい公表に努めること。さらに、希望する住民へ環境影響評価図書の貸出し、概要版の配布等に努めること。

イ 縦覧及び説明会の実施の周知

事業者は、縦覧及び説明会の実施を広く周知するため、報道機関（テレビ・ラジオ等を含む）への発表、インターネットによる公表、チラシの配布等の複数の広報手法を用いて、住民への周知に努めること。

2 掲載期間

環境への影響を評価するためには、環境影響評価手続の経過を把握する必要があることから、事業者はインターネットにより公表した環境影響評価図書について、次段階の図書（方法書であれば準備書、準備書であれば評価書）が公表されるまで公表するよう努めること。

概要版：見開き4～10ページ前後のパンフレットのようなもの。「あらまし」などともよばれます。図や写真などを用いて、わかりやすい資料であることが望まれます。

チラシの配布：新聞の折り込みチラシ・配布や地域の情報紙への掲載 等

複数の広報手法：シンポジウム、ワークショップの開催・説明用ブースの設置
関連施設での掲示 等